

海外旅行保険

海外駐在員専用の特約

海外に駐在する場合に特有の危険を補償する特約をご用意しています。
お客さまのニーズに合わせて、補償を組み合わせることでご契約いただくことができます。

①各特約の補償内容（詳細は裏面をご確認ください。）

家族総合賠償責任危険

- 海外駐在中に他人にケガをさせた場合
- 海外駐在中に自動車事故により法律上の損害賠償責任を負った場合
(別途、現地で自動車保険に加入していることが条件となります)

(注)上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない等、事故状況などにより、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

「被害者治療費用補償特約」をセットした場合

住宅敷地内または隣接路上で偶然な事故により他人がケガや病気をし、被保険者が治療費を負担した場合等もお支払いの対象となります(賠償責任の有無は問いません。)

なお、本人※1だけでなくご家族も補償の対象となります。※2

等



生活用動産損害

- 海外駐在中に偶然な事故により、本人※1
または本人※1と同居の親族が所有する
家財に損害が発生した場合

等



※1 本人とは、保険証券の「被保険者」欄に記載された方をいいます。

※2 「家族総合賠償責任危険補償特約」および「被害者治療費用補償特約」では、家族全員が被保険者となります。なお、「家族」とは、保険証券の「被保険者」欄に記載された方(本人)のほか、日本国外に居住する、次に掲げる方をいいます。(責任能力者を含みません。) ア. 本人の配偶者 イ. 本人または配偶者と同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。) ウ. 本人または配偶者と別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子

② <ご契約例 1>

補償項目	保険金額	補償項目	保険金額	補償項目	保険金額
傷害死亡	5,000万円	疾病死亡	3,000万円	家族総合賠償責任 (被害者治療費用)	1億円 (20万円)
傷害後遺障害	5,000万円	疾病治療費用	1,000万円		
傷害治療費用	1,000万円	救援者費用等	1,000万円	生活用動産	500万円

事故発生地	保険期間	
	1年	2年
アメリカ、カナダ	602,870円 (583,160円)	1,205,760円 (1,166,340円)
ヨーロッパ(除くロシア、東欧圏)、 オーストラリア、ニュージーランド	592,070円 (582,200円)	1,184,150円 (1,164,410円)
上記以外の地域	586,190円 (581,240円)	1,172,380円 (1,162,500円)

<ご契約例 2>

補償項目	保険金額	補償項目	保険金額	補償項目	保険金額
傷害死亡	3,000万円	疾病死亡	3,000万円	家族総合賠償責任 (被害者治療費用)	1億円 (20万円)
傷害後遺障害	3,000万円	疾病治療費用	800万円		
傷害治療費用	800万円	救援者費用等	600万円	生活用動産	500万円

事故発生地	保険期間	
	1年	2年
アメリカ、カナダ	577,440円 (557,730円)	1,154,900円 (1,115,480円)
ヨーロッパ(除くロシア、東欧圏)、 オーストラリア、ニュージーランド	566,640円 (556,770円)	1,133,290円 (1,113,550円)
上記以外の地域	560,760円 (555,810円)	1,121,520円 (1,111,640円)

※1 上記保険料は、お一人分の保険料です。「家族旅行特約」をセットしてご家族の方も補償する場合は、お問合せください。

※2 上記保険料の()の内は、「家族総合賠償責任危険補償特約」のうち自動車による賠償責任を補償しない場合(「自動車賠償責任危険対象外特約」をセット)の保険料です。

(注) 上記以外の契約内容をご希望の場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

- このチラシは「海外旅行保険」の一部の特約を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「海外旅行保険」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。また、詳しくは「海外旅行保険のご案内(普通保険約款・特約)」等をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

特約名の後に **B** がある場合および **補償重複** マークがある特約をセットされる場合については、「海外旅行保険」パンフレットのP.03をご確認ください。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合 およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合											
家族総合賠償責任危険保険金 補償重複 B	<p>被保険者が、責任期間中の日常生活に起因する事故、住宅^(*)の所有・使用もしくは管理に起因する事故^(*)によって、他人の身体の障害または他人の財物の損壊(紛失および盗難を含みます)について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>(*)住宅とは、保険証券に記載された地域における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(*)自動車の所有・使用・管理に起因する事故については、保険証券に記載された地域における事故に限ります。</p> <p>※他人の財物には、次のものを含みます。</p> <p>ア. レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用動産</p> <p>イ. 宿泊施設の客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)</p> <p>ウ. 火災、爆発、破裂により被保険者が滞在する住宅に与えた損害</p> <p>エ. 被保険者が滞在する住宅内で一時的に管理する他人の財物</p> <p>(注1)自動車事故については、法律上の賠償責任の額が「現地自動車保険の支払額」かつ「お支払いする保険金の額の自己負担額」を超過する場合のみ、お支払い対象となります。</p> <p>(注2)この特約では家族全員が被保険者となります。なお、「家族」の範囲は表面「家族総合賠償責任危険」欄下の※2をご確認ください。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <table border="1" data-bbox="162 551 1055 642"> <tr> <td>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</td> <td>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</td> <td>免責金額^(*) (0円)</td> </tr> </table> <p>(*)支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>(注1)1事故につき、家族総合賠償責任危険保険金額が限度となります。ただし、住宅内で一時的に管理する他人の財物に与えた損害については、10万円が限度となります。</p> <p>(注2)自動車事故については、「下表の金額」または「現地の自動車保険で支払われる金額」のいずれか高い額を超えた部分の法律上の損害賠償責任の額および費用の合計額が、お支払い対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="162 757 1055 895"> <thead> <tr> <th>事故発生地</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ(本土のハワイ、アラスカ、グアム、サイパン、プエルトリコ等の属領、信託統治領を含みます)・カナダ</td> <td>US \$ 250,000</td> </tr> <tr> <td>ヨーロッパ(除くロシア、東欧圏)、オーストラリア、ニュージーランド(いずれも属領、信託統治領を含みます)</td> <td>US \$ 100,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域</td> <td>US \$ 30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が家族総合賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する家族総合賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>(注4)被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p>	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	免責金額 ^(*) (0円)	事故発生地	自己負担額	アメリカ(本土のハワイ、アラスカ、グアム、サイパン、プエルトリコ等の属領、信託統治領を含みます)・カナダ	US \$ 250,000	ヨーロッパ(除くロシア、東欧圏)、オーストラリア、ニュージーランド(いずれも属領、信託統治領を含みます)	US \$ 100,000	上記以外の地域	US \$ 30,000	<p>(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ③ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ④ 上記③以外の放射線照射または放射能汚染 <p>(2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 船舶^(*)、航空機または職務のために使用する動産・不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 他人から借りたり預かった財物のうち「保険金をお支払いする場合」の他人の財物に該当しない財物の損壊に起因する損害賠償責任 ④ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑤ 被保険者の自動車または車両により、競技等または試運転をしている間の損害賠償責任 <p>など</p> <p>(*)原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を含みません。</p>
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	免責金額 ^(*) (0円)											
事故発生地	自己負担額													
アメリカ(本土のハワイ、アラスカ、グアム、サイパン、プエルトリコ等の属領、信託統治領を含みます)・カナダ	US \$ 250,000													
ヨーロッパ(除くロシア、東欧圏)、オーストラリア、ニュージーランド(いずれも属領、信託統治領を含みます)	US \$ 100,000													
上記以外の地域	US \$ 30,000													
被害者治療費用補償特約 補償重複 B	<p>保険期間中に発生した次の①～④のいずれかに対し、被保険者がその治療費用を負担した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住宅^(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によって他人が被ったケガまたは病気 ② 被保険者の日常生活における偶然な事故によって他人が被ったケガまたは病気 ③ 被保険者の許可を得て住宅^(*)内にいる他人が、偶然な事故によって被ったケガまたは病気 ④ 住宅^(*)に隣接する道路上にいる他人が、偶然な事故によって被ったケガまたは病気(被害者自身の行為によるものを含みません。) <p>(*)住宅とは、保険証券に記載の地域における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注)この特約では家族全員が被保険者となります。なお、「家族」の範囲は表面「家族総合賠償責任危険」欄下の※2をご確認ください。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <table border="1" data-bbox="162 1308 324 1354"> <tr> <td>治療費用の額</td> </tr> </table> <p>被保険者が実際に負担した被害者の治療費用(医師、病院に支払った診察費、入院費など)のうち社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、事故の日から1年以内に要した費用に限ります。</p> <p>(注)被害者1名について、保険証券に記載された被害者治療費用保険金額が限度となります。</p>	治療費用の額	<p>次のいずれかによって発生した費用については、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による他人のケガまたは病気 ② 被保険者の職務遂行に直接起因する他人のケガまたは病気 ③ 被保険者と同居する親族のケガまたは病気 ④ 被保険者の所有、使用または管理する自動車または車両(遊戯用乗用車、ゴルフ場のゴルフカートおよびジーンを目的として使用中のスノーモービルを含みません。)による他人のケガまたは病気 ⑤ 船舶^(*)、航空機または職務のために使用する動産・不動産の所有、使用または管理による他人のケガまたは病気 ⑥ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被ったケガまたは病気。 <p>ただし、家事使用人については病気に限ります。</p> <p>など</p> <p>(*)原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を含みません。</p>											
治療費用の額														
生活用動産損害補償特約 補償重複 B	<p>保険期間中の偶然な事故により、次に掲げる被保険者または被保険者と同居の親族の生活用動産(家財・身の回り品)に損害が発生した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者または被保険者と同居の親族が携行中の物 ② 保険証券に記載された地域における被保険者の住宅に保管中の物 ③ 日本国内の被保険者の住宅から海外旅行先へ向けて輸送中の物または海外旅行先から被保険者の日本国内の住宅へ向けて輸送中の物(所定の割増保険料が必要です。) <p>(注)補償の対象となる生活用動産には、被保険者または被保険者と同居の親族が所有する家財・身の回り品のほか、旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品を含みます。</p> <p><補償対象とならない生活用動産></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。 ② 預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、パスポートについては補償対象となります。 ③ 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、その他これらに類する物 ④ 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ⑤ 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ⑥ 動物および植物 ⑦ 飲食物品および電気、ガスその他の燃料品 ⑧ 商品もしくは製品等または業務の目的のために使用される設備もしくは什器 ⑨ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 など <p>●お支払いする保険金の額</p> <table border="1" data-bbox="162 1951 487 1997"> <tr> <td>損害の額</td> <td>免責金額^(*)(3万円)</td> </tr> </table> <p>(*)支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>(注1)同一保険年度内に発生した事故につき、生活用動産損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害の額は、修理費用または保険価額[*]を基準に決定します。なお、パスポートについては5万円を限度に(発給申請を行う最寄りの在外公館所在地での再取得費用(交通費、宿泊費を含みます。))を損害の額とします。</p> <p>(注3)損害の額は損害の発生または拡大を防止するために要した費用を含み、保険価額[*]が限度となります。</p> <p>(注4)上記の損害の額は、1事故につき、生活用動産1個、1組または1対あたり20万円(乗車券等は合計5万円)が限度となります。ただし、1つあたり20万円を超える物については、ご契約時にあらかじめご申告いただくことにより、20万円を超える損害についてもお支払いします。</p> <p>(注5)生活用動産が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。</p> <p>※「海外旅行保険」パンフレットのP.11【用語のご説明】※4をご確認ください。</p>	損害の額	免責金額 ^(*) (3万円)	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 <ol style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を含みません。 ⑦ 保険の対象の欠陥 ⑧ 保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑨ 保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、保険の対象としてその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの ⑩ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑪ 保険の対象^(*)の置き忘れ・紛失 ⑫ 楽器の音色または音質の変化 ⑬ 保険の対象に対する修理、調整または清掃上の過失または技術の拙劣によって発生した損害 ⑭ ガラス器具、美術品の破損、温湿度の変化、液体の流出。ただし、火災、爆発、地震、風水災、盗難等により発生した場合を含みません。 <p>など</p> <p>(*)保険の対象とは、補償の対象となる生活用動産をいいます。</p>										
損害の額	免責金額 ^(*) (3万円)													